

福岡県公報

令和2年1月21日
第 72 号

目次

告示 (第51号 - 第59号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4

公告

- 落札者等の公示 (薬務課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (令和2年1月福岡県告示第6号) 中正誤 8

正誤

告示

福岡県告示第51号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	糸島市三坂324番12先から 糸島市有田中央一丁目728番1先まで	5.7 ～ 20.0	3,497.7	

福岡	県道	雷山原線 前原線	前	糸島市三坂396番3先から 糸島市有田中央二丁目721番3先まで	12.5 ～ 44.0	4,470.0	うち県道大野城二丈線重用延長416メートル、一般国道202号重用延長628メートル
			後	糸島市三坂324番12先から 糸島市有田中央一丁目728番1先まで	5.7 ～ 20.0	3,497.7	
			後	糸島市三坂396番3先から 糸島市有田中央二丁目721番3先まで	11.6 ～ 44.0	4,470.0	うち県道大野城二丈線重用延長416メートル、一般国道202号重用延長628メートル

福岡県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	雷山原線 前原線	糸島市三坂424番1先から 糸島市八島98番1先まで

福岡県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八女春香線	前	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.4 ～ 16.7	217.1
			前	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.8 ～ 12.9	219.4
			後	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.4 ～ 16.7	217.1

福岡県告示第54号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川大坂字中平186、字中平山1976の18、1976の20、1976の25、1976の26
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中平186・字中平山1976の18・1976の20・1976の25・1976の26（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第55号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

行橋市大字矢留字堂山1716の1・1716の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年3月18日農林水産省告示第421号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年8月8日農林水産省告示第1019号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成元年12月25日農林水産省告示第1691号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和59年4月21日農林水産省告示第834号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬イナビル 35,000人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和元年10月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
第一三共株式会社

(2) 住所
東京都中央区日本橋三丁目5番1

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
60,599,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日
令和元年12月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 南風台ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 信博 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 他6社	株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 他7社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日
令和元年12月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 南風台ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,151㎡

(変更後) 1,703㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
A棟北側	96㎡	96㎡
B棟北側	40㎡	40㎡
C棟西側		16㎡
合計	136㎡	152㎡

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
A棟内北側	13.8㎡	15.9㎡
B棟内北側	4.6㎡	5.6㎡
C棟内北側	4.8㎡	
C棟東側		1.7㎡
合計	23.2㎡	23.2㎡

5 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社サンリブ	午前7:00～午前0:00	午前7:00～午前0:00
株式会社エルディ		
株式会社丸珠物産		
株式会社むすんでひらいて		
有限会社ナカムラ		
株式会社武田や		
株式会社サンドラッグ		
株式会社伸和		午前7:00～午後7:00

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前6:00～午後10:00	24時間
荷さばき施設No.2	午前6:00～午後10:00	午前6:00～午後10:00
荷さばき施設No.3		24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
合同会社西友	サニー那珂川中原店 那珂川市中原三丁目122番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 あんくるふじや久留米店

(2) 所在地 久留米市小森野四丁目7番33号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ筑後店

(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田251番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市神在1389番1 外18筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー光が丘店

(2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和元年12月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 鞍手ショッピングセンター

(2) 所在地 鞍手郡鞍手町大字中山2341番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分～午後9時00分

(変更後) 24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後9時30分

(変更後) 24時間

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年1月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字的野字古森691番1、691番3、692番、693番1及び693番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡新宮町大字上府1097番8

森 真二

正 誤

発行 年月日	公 報 番 号	種 類	同左 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
2・1・7	68	告示	6	3	○		下から 10	糸島市	福岡市	